

平成 2 7 年 6 月 亀岡市議会定例会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号</u> <u>の定めるところによる。</u> (1)・(2) （略） (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で<u>市が</u> <u>作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称</u> _____ _____ _____並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な 事項を記載するものをいう。 (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文 書で<u>市が</u>作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名_____並 びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記 載するものをいう。 （市民税の納税義務者等） 第23条 （略） 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法 人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の 規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条第12号の18に</u> <u>規定する恒久的施設をいう。</u>）をもって、その事務所又は事業所と する。 3 （略） （所得割の課税標準） 第32条 （略） 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこ	（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号</u> <u>に定めるところによる。</u> (1)・(2) （略） (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、<u>市</u> <u>が作成するものに納税者の住所及び氏名（法人にあつては、事務</u> <u>所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特</u> <u>定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年</u> <u>法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同</u> <u>じ。）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な</u> <u>事項を記載するものをいう。</u> (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文 書で、<u>市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名（法人</u> <u>にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）並</u> <u>びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記</u> <u>載するものをいう。</u> （市民税の納税義務者等） 第23条 （略） 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法 人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の 規定の適用については、恒久的施設（<u>法第292条第1項第14号</u> _____ <u>に規定する恒久的施設をいう。</u>）をもって、その事務所又は事業所と する。 3 （略） （所得割の課税標準） 第32条 （略） 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこ

れに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。_____

3～6 （略）

（市民税の申告）

第35条の3 （略）

2～7 （略）

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在_____、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第35条の4の3 （略）

2・3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

（市民税の減免）

第51条 （略）

2 （略）

れに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 （略）

（市民税の申告）

第35条の3 （略）

2～7 （略）

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第35条の4の3 （略）

2・3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

（市民税の減免）

第51条 （略）

2 （略）

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所

(1) 年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

3 (略)

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 (略)

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) (略)

2 (略)

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）

第59条の3 (略)

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) (略)

2 (略)

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) 年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3 (略)

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 (略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）

第59条の3 (略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

2 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第68条 (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所氏名又は名称

(2)～(5) (略)

3 (略)

(軽自動車税の減免)

第84条 (略)

2 (略)

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第84条の2 (略)

2 (略)

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所

並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の減免)

第68条 略

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) (略)

3 (略)

(軽自動車税の減免)

第84条 (略)

2 (略)

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第84条の2 (略)

2 (略)

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第51条の13に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合に

(特別土地保有税の減免)

第115条の3 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第123条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第51条の13に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合に

は、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）
内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合も含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第51条の13の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第51条の13に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

は、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）
内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合も含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第51条の13の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第51条の13に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 （略）

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2～6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)・(3) (略)

4 (略)

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

5 (略)

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

3 (略)

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

4 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

5 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

- 6 (略)
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- _____
- _____
- (2)・(3) (略)
- 7 (略)
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- _____
- _____
- (2)～(6) (略)
- 8 (略)
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- _____
- _____
- (2)～(7) (略)
- 9 (略)
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- _____
- _____
- (2)～(6) (略)
- 10 (略)
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- _____
- _____
- (2)～(6) (略)
- 11 (略)
- (宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)
- 第13条の4 (略)
- 2 (略)
- (1) 所有者の住所及び氏名

- 6 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)
- (2)・(3) (略)
- 7 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)
- (2)～(6) (略)
- 8 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)
- (2)～(7) (略)
- 9 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)
- (2)～(6) (略)
- 10 (略)
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)
- (2)～(6) (略)
- 11 (略)
- (宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)
- 第13条の4 略
- 2 (略)
- (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個

	(2)～(4) (略)
3	(略)
	(1) 所有者の住所及び氏名
	(2)～(4) (略)
4	(略)
	(1) 所有者の住所及び氏名
	(2)～(4) (略)
第16条 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。	

		人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
		(2)～(4) (略)
3	(略)	
	(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	
		(2)～(4) (略)
4	(略)	
	(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	
		(2)～(4) (略)
第15条の2 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。		
(軽自動車税の税率の特例)		
第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第77条第2号ア		3,900円
		1,000円
		6,900円
		1,800円
		10,800円
		2,700円
		3,800円
		1,000円
		5,000円
		1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第77条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第77条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ
定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3
級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ
に係るたばこ税の税率は、第89条の規定にかかわらず、当分の間、
1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第92条第1項から第4項まで
の規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるの
は「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とある
のは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあ
るのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第
34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」
とする。

第16条の2 削除

亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）																						
（軽自動車税の税率の特例）	（軽自動車税の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第77条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第77条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table>	第77条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円											
第77条第2号ア	3,900円		4,600円																				
	6,900円		8,200円																				
	10,800円		12,900円																				
	3,800円		4,500円																				
	5,000円	6,000円																					
第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第77条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>	第77条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第77条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>	第77条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第77条第2号ア		3,900円	1,000円																				
		6,900円	1,800円																				
		10,800円	2,700円																				
		3,800円	1,000円																				
	5,000円	1,300円																					
第77条第2号ア	3,900円	1,000円																					
	6,900円	1,800円																					
	10,800円	2,700円																					
	3,800円	1,000円																					
	5,000円	1,300円																					

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 ア・イ (略) (目的外利用等 _____ の制限) 第10条 実施機関は、保有個人情報 _____ を収集した目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (6) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u> (7) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u> (8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 ア・イ (略) (保有個人情報の目的外利用等の制限) 第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) (略) 2・3 (略)

第13条 (略)

は、
前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示請求をすることがで
きる。

第19条 何人も、実施機関が第10条第1項ただし書きの規定によらないで自己を本人とする保有個人情報_____を目的外利用し、又は _____外部提供しているとき

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報
情報を自ら利用してはならない。

(開示の請求)

第13条 (略)

第19条 何人も、実施機関が第10条第1項又は第10条の2の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の

____は、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

（訂正等の請求に対する決定）

第24条 （略）

2～5 （略）

規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

（訂正等の請求に対する決定）

第24条 （略）

2～5 （略）

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

亀岡市こども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（対象者） 第3条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）第2条の規定による福祉医療費受給者証を交付されている母子家庭_____の子ども又は重度心身障害児である場合 （受給者証の交付） 第5条 （略） 2 受給者証の交付を受けている者<u>（ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療を受ける場合は除く。）</u>は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。	（対象者） 第3条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）第2条の規定による福祉医療費受給者証を交付されている母子家庭<u>及び父子家庭</u>の子ども又は重度心身障害児である場合 （受給者証の交付） 第5条 （略） 2 受給者証の交付を受けている者_____ _____は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成27年9月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。</u>

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（職員） 第30条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第32条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師_____を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 （略）	（職員） 第30条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第32条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 （略） （1）～（4） （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 （略）

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（19） （略） （20） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく飼養の登録・登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円 （21）～（33） （略） （閲覧等の範囲及び取扱い） 第3条 閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本の交付は、公に示して差し支えないと認めるものに限る。 2 閲覧者は、公簿、公文書及び図面等の取扱いに注意し、<u>き損</u>、汚損、改ざん等の行為をしてはならない。 （免除） 第6条 次の各号の<u>一</u>に_____該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（5） （略） 2 （略）	（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1）～（19） （略） （20） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく飼養の登録・登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円 （21）～（33） （略） （閲覧等の範囲及び取扱い） 第3条 閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本の交付は、公に示して差し支えないと認めるものに限る。 2 閲覧者は、公簿、公文書及び図面等の取扱いに注意し、<u>毀損</u>、汚損、改ざん等の行為をしてはならない。 （免除） 第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（5） （略） 2 （略）